

相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務規程

平成30年3月27日

教委規程第1号

相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成21年4月1日教委規程第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務については、この規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 前条の「教職員」とは、相楽東部広域連合立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員（非常勤の者を除く。）をいう。

（準用）

第3条 教職員の服務については、別に定めがあるもののほか、京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）を準用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。